

主 文

行き詰れる資本主義第三期に於て吾々労働者を欺瞞せんとする天降りの法案なる事を曝露すると共に該案の徹底的改正を期す。

理 由

搾取と欺瞞以外に何ものもなき資本主義は今や没落の第三期に直而して居るこの斷末魔に於て一口でも長く資本主義制度の社會を持続せんとして血迷つたあけく資本家及資本家の代辯人共が吾々労働者を欺瞞せんとして天降りのでつち上げた法案である事は餘りにも明白である故に其内容に至つては缺陷だらけで實質的に何等扶助されないのである。吾々労働者階級の日常生活に重大なる利害關係のある該法案を自主的たらしむる爲に終始一貫あらゆる闘争を通じて獲得を期すると共に今直ちに改正を要する點を列挙すれば

イ、労働者災害扶助法第三條第三項但書

(其下請負人が破産の宣告を受け又は其行方が知れざる時は此限にあらず)を其下請負人が破産の宣告を受け又は其行方が知れざる時其他扶助料支拂の能力なき時は元請負人が扶助料支拂の義務を有す。に改む。

イ、の理由

下請負人が扶助料支拂能力なきときは全く空文に終り吾々労働者を欺瞞するものなるが故に右の如く改正を要求す。

ロ、の理由

實際生活として妻子ある者は一圓位でもさうしても喰ふ事が出来ない故に右の金額に改正を要求す。

ハ、の理由

終生働く事の出来ない障害を受けた場合、現行法規の第一級最高で標準賃金の五百四十日分、これ位の扶助料は約一二年程で喰込んでなくなる、其後の生活は誰が保證してくれる、何處からも金の出て来る道がない、此意味に於て各級の規定扶助料を最低としそれぞれ以上に改正を要求す。

實 行 方 法

- 一、全國労働大家黨本部執行機關に一任
二、全國労働本部を通じての獲得闘争を敢行、

屋外労働者災害扶助法改正
正闘争の件

提 案 大阪運輸交通労働組合
説 明 田 井 章

主 文

吾等は永い間の闘争と犠牲に依つて災害扶助法を獲得した。しかし該法律は餘りにも適用範圍は狭小にして全運輸産業の立場から見ると等しと云はざるを得ない故に我等は本法律の徹底的改正を要求するものなり。

理 由

- 一、我黨代議士をして議會内に改正案を提出せしめること
二、あらゆる職場街頭に宣傳して大衆闘争をまき起こせしめること。

八時間労働制獲得に關する件

提 案 大阪金屬労働組合
大阪化學一般産業労働組合

説 明 山下愛藏
水村洋三

主 文

毎日八時間以上労働せしめてゐる工場に現在より収入の減らざる八時間労働制を實施せしめんとするものである。

理 由

八時間の労働、八時間の休息、八時間の修養を叫んでアメリカの労働階級が八時間労働制を獲得したのは既に十年の昔である。然るに日本に於ては今日尙九時間十時間甚だしきは十二時間も労働せしめてゐる工場が多数ある。わが大坂製鐵の如きも十二時間も労働せしめてゐる。

資本家の利潤はマルクスの言へる如くすべて餘剩労働(時間)から生れるのである。長時間労働が如何に多くの餘剩労働を生み出すかは明白である。われわれの三面の給料は五時間で十分であるといはれてゐる。五時間、七時間の餘剩労働は即ち資本家の腹を肥やし、反對にわれわれの肉體をけづり修養の時間を奪ひ、われわれをして資本家の鐵蹄の下につなぎ止めんとするものである。ソビエトロシア